

# 物価高対応子育て応援手当のご案内

## 物価高対応子育て応援手当とは？

物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯に対する支援することを目的として、0歳から高校3年生までの子どもを養育する父母等に対し、子ども1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

物価高対応子育て応援手当は、原則、**申請不要**で支給します。

公務員の方や令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者の方は**申請が必要**です。

### 支給対象児童

- ① 令和7年9月30日時点で児童手当の支給対象児童
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

### 支給対象者

- ① 令和7年9月30日時点で児童手当を受給している方（**原則申請不要**です）
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い方（**申請が必要**です）

### 支給額

支給対象児童1人につき 2万円 （1回限りの支給です）

### 支給時期

申請不要の方 令和8年1月30日（金）（予定）

申請が必要な方 申請書受理後1か月程度

### 支給方法

#### ① 児童手当受給者

原則、児童手当受給口座に振り込みます。

（児童手当受給口座以外の口座に振込みを希望される場合は、届出が必要です。）

※ 支給対象者の名義の口座に限ります。

#### ② 申請が必要な支給対象者

申請書で指定した口座に振り込みます。

お問い合わせはこちら



こども家庭庁コールセンター

0120-252-071 (受付時間：平日9:00～18:00)

山陽小野田市子育て支援課

0836-82-1175 (受付時間：平日8:30～17:15)

HPはこちらから▶



## 支給までの流れ

### ● 令和7年9月30日時点で山陽小野田市の児童手当受給者（申請不要の方）

（令和7年10月1日から11月30日の間に出生したお子さんで、既に児童手当の申請をされた方は、申請不要で手当を振込みます。）

山陽小野田市

児童手当  
受給者

① 手当の支給に関する通知を送付します。

② 手当の支給を希望しない場合や支給口座を  
変更する場合のみ、届出書を提出してください。

③ 児童手当受給口座等へ振込みます。

### ● 上記以外の手当支給対象者（申請が必要な方）

山陽小野田市

物価高対応子  
育て応援手当  
支給対象者

① 申請に関する通知を送付します。

② 電子申請または窓口・郵送で申請

③ 指定された口座へ振込みます。

## 申請が必要な方

下記に該当する方が手当を受取る場合は、申請が必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者  
(令和7年10月1日から11月30日までに出生したお子さんで、既に児童手当を申請された方は、申請不要です。)
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者



### ● 公務員の方へ

勤務先の児童手当受給証明が必要になります。

証明に関する手続き等は、勤務先に確認してください。

電子申請はこちらから▶

## 申請期限

令和8年3月31日（火）

令和8年3月1日以降に出生したお子さんは、令和8年4月15日（水）まで（必着）



## 「物価高対応子育て応援手当」に関する “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに山陽小野田市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。